

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

条 例

○福島県税条例の一部を改正する条例

規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県条例第四十八号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。
第四十条第九項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一條第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九條第一項第一号イの事業を含む。第四十条の十八において同じ。）を削る。」を削る。

第六十九条第五項中「障害者自立支援法（を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（に、」障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ウ中「第十条の三の二」を「第十条の三の三」に改める。
附則第八条第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。
附則第九条第十項」を「附則第九条第十項」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第五項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十三項」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第六項中「附則第

七条第十六項」を「附則第七条第十四項」に、「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十五項」に改め、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項若しくは」を削り、「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十六項」に、「平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十七項」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「附則第七条第二十項」を「附則第七条第十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の一項を加える。

8 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

一 建替え（建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他総務省令で定める行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

二 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として政令で定めるものの

三 第一号に掲げる土地の上に新築される特定家屋
四 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

五 前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

附則第九条の四第一項及び第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二の六第七項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第十一項」に、「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第十一項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）を「制動装置保安基準」に、「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トンを超える乗用車（施行規則附則第四条の六第八項で定めるものに限る。）又はバス（施行規則附則第四条の六第九項で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の

環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第四条の六第十項で定めるものに適合するもの
 附則第十条の二の六第八項中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十二項」に改める。
 附則第十三条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第八条第三項の改正規定（「附則第九条第十項」に改める部分に限る。）、附則第九条第五項の改正規定（「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十三項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「附則第七条第十六項」を「附則第七条第十四項」に改める部分、「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十五項」に改める部分及び「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十九項」に改める部分に限る。）、及び同条第八項の改正規定（「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十七項」に改める部分及び「附則第七条第二十項」を「附則第七条第十八項」に改める部分に限る。）、公布の日
- 二 附則第五条の四の改正規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日
- 三 附則第九条に一項を加える改正規定 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日

（個人の県民税に関する経過措置）
 第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十五年四月一日以後の個人の県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
 第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十五年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
 第四条 新条例附則第十条の二の六の規定は、平成二十五年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（税 務 課）

福島県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十五年三月三十日

福島県規則第四十六号

福島県条例施行規則の一部を改正する規則

福島県条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十二条の二第二項中「障害者自立支援法（一）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（二）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

第四百一条第一項中「生活交通路線維持費補助金」を「被災地域地域間幹線系統確保持費補助金」に改める。

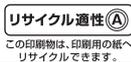
第二百二十七号の四様式備考1注(4)中「生活交通路線維持費補助金」を「被災地域地域間幹線系統維持費補助金」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（税 務 課）

福島県知事 佐藤 雄平



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷